

オフサイトセンター運営要領
(大阪府東大阪 OFC)

平成21年6月

文部科学省 科学技術・学術政策局
大阪原子力安全管理事務所

本資料は、オフサイトセンター運営要領の共通の雛形をベースに東大阪オフサイトセンターの事情を考慮して必要な修正を加えたものである。

年度初めに国、関係道府県、関係市町村の組織及び役職名並びに本文の変更を確認し上で変更があった場合は、改訂を行うものとする。

《作成経緯》

平成14年1月	共通版要領提示 各事務所コメント
平成14年6月	本文に対し大阪地区に必要な修正 関係者提示
平成14年12月	大阪地区の構成員名簿等(《別添》別表) 素案作成
平成15年2月	同上 最新版に修正 関係者提示(各機関分記入依頼)
平成15年3月	平成15年2月1日現在のデータで暫定版発行
平成15年6月	平成15年6月1日現在のデータで更新
平成16年10月	平成16年10月1日現在のデータで更新
平成18年11月	平成18年11月6日現在のデータで更新
平成20年4月	当オフサイトセンターの代替施設を7.1項に追加記載
平成20年7月	平成20年度対象者を役職名(平成20年5月現在)に変更 及び構成員名簿等(《別添》別表)を廃止
平成21年3月	大規模自然災害等の対応(別添1)及びオフサイトセンター 代替施設への避難対応に係る方針(別添2)について追記し た(関係者にレビューした)。また、設備・機器及び資機材 員数の一部変更(別表3)した。
平成21年6月	大規模自然災害等の対応(別添1)の記載内容の一部変更、 及び別添2を「代替施設への退避に係る方針及びオフサ イトセンター内の放射線防護の考え方」として避難経路 を記載したこと、及び「2. オフサイトセンター内の放射 線防護について」を追加した。

目次

1 . はじめに.....	1
1 . 1 目的	1
1 . 2 オフサイトセンターにおける緊急時活動フェーズ	2
1 . 3 緊急時活動フェーズの移行の流れ.....	3
1 . 4 事故が発生した場合の措置	3
2 . トラブル対応フェーズ（フェーズ 1）	4
2 . 1 防災専門官による初期対応	4
2 . 2 事態が拡大傾向にある場合の措置.....	5
3 . 警戒対応フェーズ（フェーズ 2）	10
3 . 1 防災専門官による初期対応	10
3 . 2 オフサイトセンターの立ち上げ	10
3 . 3 現地事故対策連絡会議によるオフサイトセンターの運営.....	12
3 . 3 . 1 現地事故対策連絡会議.....	12
3 . 3 . 2 プレス対応	14
3 . 3 . 3 住民対応.....	14
3 . 4 事態が終息した場合の措置（現地事故対策連絡会議の廃止）	14
3 . 5 事態が拡大傾向にある場合の措置.....	14
4 . 原子力緊急事態 初期活動フェーズ（フェーズ 3）	18
4 . 1 防災専門官による初期対応	18
4 . 2 オフサイトセンターの立ち上げ	18
4 . 3 合同対策協議会の運営準備	18
4 . 3 . 1 現地事故対策連絡会議.....	18
4 . 3 . 2 機能班活動	18
4 . 4 現地対策本部長等が到着した場合の措置	18
5 . 原子力緊急事態 緊急事態対応フェーズ（フェーズ 3）	19
5 . 1 現地対策本部の設置	19
5 . 2 合同対策協議会の運営	19
5 . 2 . 1 合同対策協議会（緊急事態対応方針決定会議）	20
5 . 2 . 2 合同対策協議会（全体会議）	21
5 . 2 . 3 機能班活動	22
5 . 2 . 4 プレス対応	23
5 . 2 . 5 住民対応.....	23
5 . 3 事態が終息した場合の措置（合同対策協議会の廃止）	23
6 . 災害事後対応フェーズ.....	33

6 . 1	現地事後対策連絡会議によるオフサイトセンターの運営.....	33
6 . 1 . 1	現地事後対策連絡会議.....	33
6 . 1 . 2	住民対応.....	34
6 . 2	現地事後対策連絡会議の廃止.....	34
7	特記事項.....	36
7 . 1	東大阪オフサイトセンターの特殊事情.....	36
7 . 2	安全管理事務所職員の役割分担	36
7 . 3	全管理事務所職員の緊急時参集	36
7 . 4	緊急時のO F C 解錠.....	39

【別添 1】大規模自然災害等のオフサイトセンターの活用

【別添 2】代替施設への退避に係る方針及びオフサイトセンター内の放射線防護の考え方

[参考1] 緊急時活動各フェーズにおける活動内容

[参考2] オフサイトセンター設営チェックリスト(例)

1. はじめに

1.1 目的

原子力災害対策特別措置法（以下、原災法という）に基づいたオフサイトセンターにおける緊急時活動が必要となる場合に、オフサイトセンターの設営及び運営を円滑に実施するためには、オフサイトセンターの設営及び運営に関わる活動内容とその役割分担を明確に定めた「オフサイトセンター運営要領」を各オフサイトセンターにおいて作成することが必要である。

本要領は、東大阪オフサイトセンターにおける緊急時のオフサイトセンター設営及び運営に関わる活動内容を規定するものである。原子力安全管理事務所（以下、安全管理事務所という）に勤務する原子力防災専門官（以下、防災専門官という）については「原子力防災専門官の活動の手引き緊急時業務編」や「原子力安全管理事務所執務要領書」等に基づき、その役割についても記述している。

1.2 オフサイトセンターにおける緊急時活動フェーズ

オフサイトセンター（表中、「OFC」）における緊急時の活動を開始する際の状況は、以下のいずれかの場合であり、本要領では「原子力事故・災害時対応マニュアル」に定義されている緊急時活動フェーズ（フェーズ 0～3）の分類にあわせ、トラブル対応から災害事後対応までを以下のとおり定義している。

オフサイトセンターの緊急時活動フェーズ

フェーズ		対象となる事象	活動内容
フェーズ 0	-	以下のフェーズ 1 以上に該当しない事象が発生	・ -
フェーズ 1	トラブル対応フェーズ	特定事象には該当しないが、次の事象が発生 特定事象に至るおそれのある事象 安全上重要な事象 社会的影響が大きいと考えられる事象 大規模自然災害等	・ OFC 立ち上げ準備（防災専門官） ・ 防災専門官による初期対応（初期情報連絡等） ・ の場合は（別添 1）により活動
フェーズ 2	警戒対応フェーズ	特定事象 ^{*2} が発生	・ OFC 立ち上げ（防災専門官及び立ち上げ関係者 ^{*1} ） ・ 防災専門官による初期対応（初期情報連絡、地方公共団体への助言等） ・ 現地事故対策連絡会議の開催
フェーズ 3	初期活動フェーズ	原子力緊急事態 ^{*3} となり、現地対策本部長が OFC に到着していない	・ OFC 立ち上げ（防災専門官及び立ち上げ関係者） ・ 防災専門官による初期対応（初期情報連絡、地方公共団体への助言等） ・ 現地対策本部及び合同対策協議会の設置準備 ・ 現地事故対策連絡会議の開催
	緊急事態対応フェーズ	原子力緊急事態となり、現地対策本部長が OFC に到着した	・ 現地対策本部の設置 ・ 合同対策協議会の開催
-	災害事後対応フェーズ	緊急事態解除宣言発出	・ 現地事後対策連絡会議の開催

*1 立ち上げ関係者：安全管理事務所職員、関係道府県、関係市町村、原子力事業者のオフサイトセンター立ち上げ担当者らの総称

*2 特定事象：原災法第 10 条に基づく通報の対象となる事象

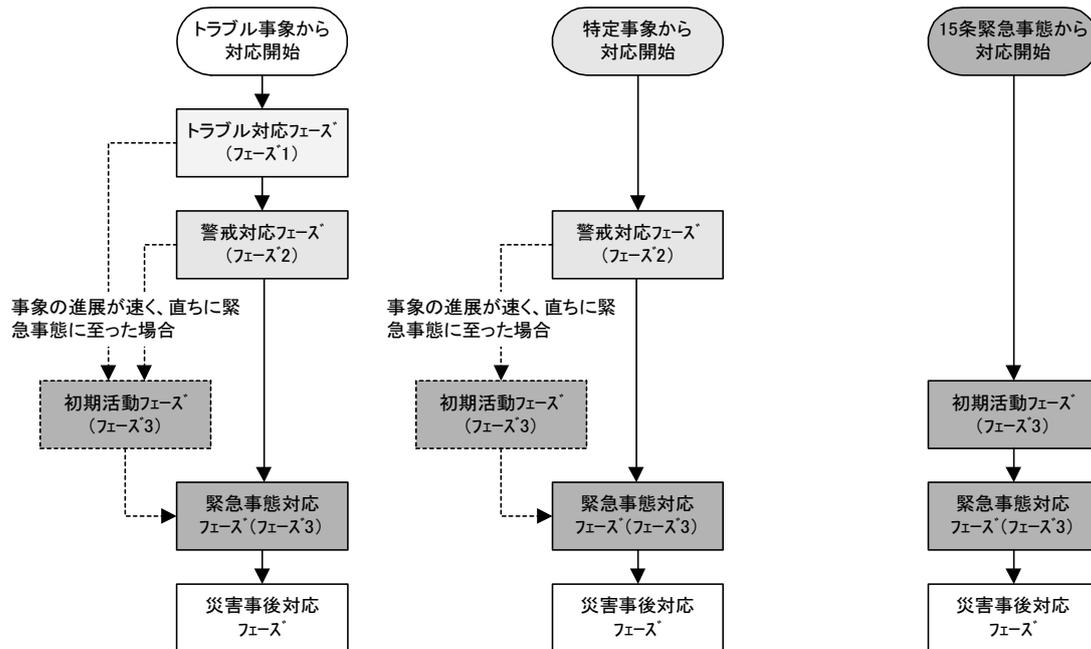
*3 原子力緊急事態：原災法第 15 条に規定される原子力緊急事態

フェーズ 0 及び 1 の判断は、安全規制担当室長が行う。

フェーズ 2 及び 3 の判断は、防災環境対策室長が行う。

1.3 緊急時活動フェーズの移行の流れ

対応を開始する事象及び事象の進展状況によって、緊急時活動フェーズの移行の流れは異なる。以下には、トラブル事象から対応を開始した場合、特定事象から対応を開始した場合、原子力緊急事態から対応を開始した場合、それぞれの場合におけるフェーズ移行の流れを示している。



緊急時活動フェーズの移行の流れ

それぞれの場合において、要員の参集状況等の前提が異なるため、先に示した緊急時活動フェーズの各活動内容は一律であるとは限らない。実際の活動においては柔軟に対応していく必要がある(それぞれの具体的な活動内容として参考1のように事前に整理しておくものとする)。本要領では以上の点を考慮して、フェーズの移行の流れに応じて活動内容を参照できるように使い易さに配慮するとともに、各フェーズにおけるオフサイトセンターでの活動内容については可能な限り具体的に記述している。

1.4 事故が発生した場合の措置

事故発生のお知らせを受信した場合は、通報連絡の内容から所定のルート(トラブル対応フェーズ(フェーズ1)の場合は安全規制担当室長、警戒対応フェーズ(フェーズ2)及び初期活動フェーズ(フェーズ3)の場合は防災環境対策室長(以下、防環室長という))により活動フェーズの確認を行うとともに、本要領に定めた活動を開始する。

2.トラブル対応フェーズ(フェーズ1)

2.1 防災専門官による初期対応

トラブル発生 of 通報連絡を受信した場合、防災専門官は以下の対応を速やかに行う。

(1) 初期情報連絡

① 安全管理事務所への参集(事務所内勤務中以外の場合)

安全管理事務所内で勤務中以外の場合は、防環室長の指示又は状況に応じ自らの判断により速やかにオフサイトセンターに向かう。到着後は、防災環境対策室(以下、防環室という)に対し、到着確認の連絡を行う。

② 保安検査官との連携

事故が発生した原子力事業所(以下、事故発生事業所という)へ原子力保安検査官(以下、保安検査官という)が派遣された場合、連携を取って対応する。

③ トラブル状況の把握

事故発生事業所内の保安検査官及び原子力事業者に対し、次の内容に関する情報収集を行う。

- ・トラブル状況
- ・対応策の実施状況
- ・事故進展予測
- ・施設内の放射線(能)のモニタリング結果
- ・原子力事業者の体制

④ 特定事象に至るおそれがある場合

防環室長が特定事象に至るおそれがあると判断した場合、オフサイトセンターの立ち上げ準備を行う。収集した情報を基に、特定事象に至るおそれがあると自ら判断した場合は、防環室長に対し、トラブル状況及びオフサイトセンター立ち上げ準備を行う旨を報告する。

⑤ 要員待機要請

特定事象に進展する場合に備え、事前に作成された連絡網に従い、関係道府県、関係市町村及び原子力事業者に連絡を行い、オフサイトセンター立ち上げに関する協力体制に基づき、立ち上げ関係者の参集待機を要請する。(立ち上げ関係者に関しては、事前に作成した別表1による。)

(2) オフサイトセンター立ち上げ準備

① 設備・機器への電源投入

事前に作成したチェックリストに基づき、オフサイトセンターの設備・機器について電源投入を行う。オフサイトセンターの立ち上げは、特定事象発生 of 通報受信後の警戒対応

フェーズ(フェーズ2)において行うが、使用可能確認までに時間を要する映像システムやTV会議システム、パソコン類に関しては、予め電源投入を行う。(オフサイトセンター設備・機器チェックリストについては、事前に作成した別表2による。)

② 資機材の準備と点検

防災資機材については、チェックリストに基づき、必要なタイミングで容易に持ち出すことができるように、数量の点検等を行い、所定の場所(例:保管庫内等)に準備する。(オフサイトセンター資機材については、事前に作成した別表3による。)

③ 資料・備品等の準備

資料・備品等については、チェックリストに基づき、参集者が到着した段階で容易に持ち出すことができるように、所定の場所(例:運営支援班ブース等)に準備しておく。(オフサイトセンター活動に必要な資料・備品については、別表4に従い事前に準備しておく。)

(3) 文部科学省現地原子力事故対策チームへの資機材提供

トラブル対応フェーズ(フェーズ1)においては、文部科学省現地原子力事故対策チームが事故発生事業所に派遣された場合、事故拡大防止及び終息に向け、原子力事業所への対応等を行う。この活動に必要な資機材が不足している場合は、不足分の資機材をオフサイトセンターから提供する。

2.2 事態が拡大傾向にある場合の措置

○ 事態が拡大し、特定事象に至ると判断した場合

防災専門官は防環室長に報告し、オフサイトセンター立ち上げ指示を受信するとともに、警戒対応フェーズ(フェーズ2)における対応を速やかに開始する。 [3.1]

別表1 立ち上げ関係者名簿

機関名称	連絡先	代替連絡先	対象者(連絡先)
道府県			
大阪府危機管理室	06-6942-9174	06-6944-6021 (夜間・休日)	2名 消防防災課防災情報グループ 総括主査 消防防災課防災情報グループ 副主査
大阪府 八尾土木事務所	072-922-7876	06-6944-6021 (夜間・休日)	1名 八尾土木事務所主査 (地域支援課地域防災担当)
奈良県防災統括室	0742-27-7006	0742-27-8944 (夜間・休日)	1名 防災統括室主事(原子力防災担当)
関係市町村			
東大阪市 危機管理室	06-4309-3130	06-4309-3330 (夜間・休日)	2名 危機管理室次長 総括主幹
原子力事業者			
近畿大学 原子力研究所	06-6721-2332(代)	06-6721-0050 (夜間・休日)	3名 管理室長 原子炉主任技術者代行者 原子炉管理副班長
国			
文部科学省 大阪原子力安全管理 事務所分室 (東大阪)	06-6736-9912	06-6224-8067 (防災専用)	原子力防災専門官 (東大阪O F C)
同(熊取)	072-451-0170	0724-51-0727 (防災専用)	大阪原子力安全管理事務所長 保安院熊取所長 保安院熊取原子力防災専門官

機器トラブル発生時関係者名簿

専門業者			
(財)原子力安全技術センター原子力技術展開事業部事業展開部(大阪市)	06-6450-3320		1名 (財)原子力安全技術センター原子力技術展開事業部事業展開部参事

別表2 オフサイトセンター設備・機器チェックリスト

設備	構成機器	設置場所	備考
電源投入もしくは使用可能確認を要する設備・機器			
映像システム	大型表示装置	全体会議室	
	中型表示装置	現地本部長室	
	モニタ表示装置	防災専門官室	
TV 会議システム	カメラ、マイク、VTR	全体会議室	
	カメラ、マイク、VTR	現地本部長室	
	書画カメラ	全体会議室	
	ホワイトボード	全体会議室	表示装置へ出力可
SPEEDI		全体会議室	(放射線班)
気象情報システム		全体会議室	(放射線班)
電話設備		全体会議室 現地本部長室 関係機関ブース	各機能班ブースに設置
FAX 設備		全体会議室 現地本部長室 関係機関ブース	各機能班ブースに設置
パソコン及び関連機器		全体会議室 現地本部長室 関係機関ブース	各機能班ブースに設置
ホワイトボード		全体会議室	各機能班ブースに設置
OFC 空間線量管理システム	空間線量計	全体会議室	OFC 屋内 OFC 屋外
	データ処理装置	全体会議室	
	カラープリンタ	全体会議室	(運営支援班)
バックアップシステム (通常は操作不要)			
衛星通信システム		情報通信機器室	電話、FAX 各 1 回線をバックアップ
バックアップ用可搬型衛星電話			通話、FAX、データ通信、TV 会議
専門業者による操作が必要な設備・機器管理 (通常は操作不要)			
ビデオカメラ		情報通信機器室	
映像システム制御関係装置		情報通信機器室	
TV 会議システム制御関係装置		情報通信機器室	
マルチメディア多重化装置		情報通信機器室	デジタル専用回線による各所接続
PBX 装置		情報通信機器室	各所の内線接続
LAN 設備		情報通信機器室	専用系 LAN 一般系 LAN
回線暗号装置		情報通信機器室	デジタル専用回線の盗聴防止
警報表示システム		防災専門官室	OFC 設備の警報
共用データシステム		情報通信機器室	各種サーバ

別表3 オフサイトセンター資機材チェックリスト

配備資機材	数量	主な用途
防護資機材		
不織布製防護服	50	
ゴム手袋	504	
薄綿手袋	504	
オーバーシューズ	50	
下着	50	
靴下	504	
アノラック	50	
防護マスク		
全面マスク	5	
半面マスク	5	
マスク用フィルタ(ダスト用)	50	
マスク用フィルタ(ヨウ素用)	50	
簡易マスク	200	
除染用品		
ポリエチレンシート	15	
粘着マット	5	
紙ウェス	5	
除染剤	5	
ポケット線量計(線)	10	
アラームメータ(線)	10	
ポケット線量計(中性子線)	5	
線線用サーベイモニタ	3	
線用サーベイモニタ	1	
線用サーベイメータ	2	
中性子線サーベイメータ	2	
ポータブルモニタリングポスト (データ処理装置)	3 (1)	
モニタリング車(一部のみ)	(1)	常時は熊取 OFC
サーベイ車	1	
個人線量計	100	
緊急時召集システム	1	

別表4 オフサイトセンター資料・備品チェックリスト

資料	必要場所	必要量
構成員リスト 活動チェックリスト	現地事故対策連絡会議 緊急事態対応方針決定会議 全体会議 現地事後対策連絡会議 総括班 放射線班 プラント班 医療班 住民安全班 広報班 運営支援班	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1
地域防災計画	各班	2
詳細地図	総括班 プラント班 放射線班 医療班 住民安全班 広報班 運営支援班	3 1 3 2 3 1 1
人口データ 気象データ 近隣施設データ	各班（運営支援班を除く）	1
設備配置図 系統図 機器単体詳細図 簡易全体系統図 設置許可申請書 主単線結線図 施設・設備の安全評価書類	プラント班	1
備品	準備・配付先	配付量
筆記用具 クリップ・マグネット ホチキス 整理箱	総括班 放射線班 プラント班 医療班 住民安全班 広報班 運営支援班	各10セット 各10セット 各2個 各2個

上記の数量を基本とする。

3. 警戒対応フェーズ(フェーズ 2)

3.1 防災専門官による初期対応

特定事象発生 of 通報連絡を受信した場合、防災専門官は以下の対応を速やかに行う。

(1) 初期情報連絡

① オフサイトセンター立ち上げ関係者の召集連絡

事前に定められた名簿に基づき、関係道府県、関係市町村及び原子力事業者の責任者らに連絡を行い、立ち上げ関係者の参集を依頼する。

なお、それぞれのオフサイトセンターにおいて、事前にオフサイトセンター立ち上げに関する協力体制を協議し、立ち上げ関係者並びにその代理者を明確に定め、参集後の役割や到着までの所要時間の目安等を記入した名簿を整理しておくものとする。また、各機関においては連絡網等を整備し、早期に参集できる体制を整備しておくものとする。

② オフサイトセンター運営関係者の召集連絡

事前に定められた名簿に基づき、関係各機関からオフサイトセンターへ参集し、緊急時の応急対策活動を実施するオフサイトセンター運営関係者(以下、オフサイトセンター運営関係者という)の召集を行う。東京からの参集者、支援機関(原子力緊急時支援・研修センター、放射線医学総合研究所等)の参集者については防環室が参集を要請する。各機関においては連絡網等を整備し、早期に参集できる体制を整備しておくものとする。(オフサイトセンター運営関係者のうち召集が必要な現地関係者に関しては、事前にその代理者等を明確に定め、別表5のように、到着までの所要時間の目安等を記入した名簿を整理しておくものとする。)

③ 事故状況の把握

事故発生事業所内の保安検査官及び原子力事業者に対し、次の内容に関する情報収集を行う。

- ・ 事故状況
- ・ 対応策の実施状況
- ・ 事故進展予測
- ・ 施設内の放射線(能)のモニタリング結果
- ・ 原子力事業者の体制

(2) 地方公共団体への助言

防災専門官は、関係道府県及び関係市町村が行うべき情報の収集及び応急措置に関して助言を行う。

3.2 オフサイトセンターの立ち上げ

事故発生直後は、防災専門官ら安全管理事務所職員のみでオフサイトセンターの立ち上げを

行うが、立ち上げ関係者の到着後は参集状況に応じて複数でこれを分担する。(なお、オフサイトセンターの立ち上げ及び初期の情報連絡に関しては、時間や対応人員が制約されるという状況の下で、活動を円滑に行うことが必要であり、オフサイトセンター毎に参考2のようにチェックリストを事前に作成しておくものとする。)

(1) オフサイトセンター参集者の受け入れ準備

オフサイトセンターへの参集者を受け入れるため、以下の活動を実施する。

① 立ち上げ関係者の受け入れ

安全管理事務所職員は、事前に作成された名簿に基づき、立ち上げ関係者の参集状況を確認する。

② 受付準備

予め定められた場所に机と椅子を配置し、受付を開設する。

③ 着用品の準備

オフサイトセンター運営関係者が着用する腕章等を準備する。

④ 参集者チェックリストの準備

オフサイトセンター運営関係者の名簿を用意する。

(2) 入退館管理の実施

オフサイトセンターのセキュリティを確保するため、受付において入退館管理を実施する。受付の担当者は、初期の段階は安全管理事務所職員1名とし、立ち上げ関係者参集後は立ち上げ関係者2名とする。その後、運営支援班に引き継ぐものとする。

① 参集状況のチェック

参集者が到着した際には、運営関係者の名簿に基づき、全ての参集者に対して入館チェックを行い、既到着者と未到着者を常に把握する。

② 着用品の配付

受付を担当する立ち上げ関係者は、オフサイトセンター入室時に、運営関係者に対し腕章等を配付する。

③ 使用しない出入口の封鎖

緊急時に使用しない出入口については施錠し、封鎖を行う。

④ 警備要員の配置

封鎖できない出入口については警備要員を配置し、部外者の入館を防止する。受付は1箇所とし、全体人数把握の観点から他の出入口からの入退館は原則として禁止する。

⑤ 入館許可の判断

プレス等オフサイトセンター運営関係者以外の者の入館は、原則として禁止する。事前に登録された者以外のオフサイトセンターへの入館許可の判断は、文部科学省大臣官房安全監(科学技術・学術政策局担当)(以下、安全監という)が行う。安全監が不在の場合は防災専門官が判断する。

(3) 機器・設備の立ち上げと資機材等準備

① 設備・機器の立ち上げ

オフサイトセンターの設備・機器への電源投入（トラブル対応フェーズ（フェーズ 1）において電源投入を行っていない場合）、パスワード入力や初期設定等の起動操作を行い、使用可能な状態であることを確認する。

② 資機材の準備と点検

防災資機材については、必要なタイミングで容易に持ち出すことができるように、数量の点検を行い、所定の場所（例：保管庫内等）に準備する。（トラブル対応フェーズ（フェーズ 1）において準備と点検を行っていない場合）、立ち上げ関係者が到着した段階で、事前の配置計画に基づき、資機材の配置を行う。

③ 資料・備品等の準備

資料・備品等については、参集者が到着した段階で容易に持ち出すことができるように、所定の場所（例：運営支援班ブース等）に準備する（トラブル対応フェーズ（フェーズ 1）において準備を行っていない場合）。

(4) 機能班ブースの運営準備

機能班ブースの運営準備は各機能班の構成員が行うものとする。各機能班の構成員はオフサイトセンターに到着し次第、各機能班ブースの設備・機器への電源投入及び使用可能確認を行う。また、機能班活動に必要な資料・備品を所定の場所から持出し、各機能班ブースに配置する。

(5) オフサイトセンターの設備・機器の運用

映像システム（大型表示装置等）や TV 会議システムは、原則として安全管理事務所職員が運用する。運営支援班の構成員はこれを支援するものとする。

人数的な制約から、安全管理事務所職員による運用が困難と予想される場合は、予め立ち上げ関係者の中から設備・機器の運用担当を指名しておくものとする。

3.3 現地事故対策連絡会議によるオフサイトセンターの運営

オフサイトセンター運営関係者による現地事故対策連絡会議を開催する。警戒対応フェーズ（フェーズ 2）においては、文部科学副大臣及び安全監がオフサイトセンターに参集する。安全監の到着までは防災専門官が現地事故対策連絡会議の議長となり、安全監の到着後は安全監が議長を務める。

3.3.1 現地事故対策連絡会議

(1) 役割

現地事故対策連絡会議は、原災法第 10 条第 1 項前段の通報があり、これが原災法第 15 条

第 1 項の原子力緊急事態には該当しない場合において、オフサイトセンターに参集した国、道府県、市町村、原子力事業者及び専門家によって開催される担当者レベルの会合であり、関連情報の共有を目的とする。現地事故対策連絡会議は、安全監がオフサイトセンターに到着するまでは防災専門官が、安全監の到着後は安全監が開催する。

(2) 構成員と各員の役割

① 初動における構成員

- ・ 議長 防災専門官
- ・ 構成員 関係道府県職員
関係市町村職員
関係道府県警察職員
原子力事業者
その他、議長が必要と認めた者

② オフサイトセンターに本省職員等参集後の構成員

- ・ 議長 安全監
- ・ 構成員 防災専門官
関係省庁職員
関係道府県職員
関係市町村職員
関係道府県警察職員
緊急技術助言組織構成員等の専門家
原子力事業者
その他、議長が必要と認めた者

構成員については、事前に作成した別表 6 による。

(3) 報告内容

以下の事項に関する関係者による情報の共有を行う。([] 内は報告者)

- ・ 事故発生事業所関連 [原子力事業者の担当者]
- ・ 道府県関連情報 [関係道府県職員]
- ・ 市町村関連情報 [関係市町村職員]
- ・ 国関連情報 [原子力防災専門官、関係省庁職員]
- ・ その他、安全監（安全監の到着前は防災専門官）が必要と認める事項

(4) 会議開催の判断

現地事故対策連絡会議は、防災専門官、関係道府県及び市町村職員並びに原子力事業者がオフサイトセンターに参集した時点で第 1 回の会合を開催する。

その後は、新たな情報（例、事故発生事業所情報、モニタリング情報、国の体制、関係道府県の体制、関係市町村の体制、専門家の到着予定時間等）が入った毎に安全監（安全監の

到着前は防災専門官)が必要と認めた場合に開催するものとする。

(5) 会議の召集、進行及び議事概要の記録

会議の召集及び進行は安全監(安全監の到着前は防災専門官)が行う。

防災専門官は事前に議事概要の作成者を定めておき、その者が議事概要を作成し、その場で参加者の確認を得る。

議事概要は、文部科学省非常災害対策センターに FAX にて送信する。

3.3.2 プレス対応

防環室長補佐(防環室長補佐の到着前は安全管理事務所長)が、プレス等からの問い合わせに対し、適宜対応する。なお、特定事象発生の通報直後の段階は、事故発生事業所状況、モニタリング情報等の確認、関係者への情報連絡及び召集連絡、オフサイトセンター立ち上げ等の業務を優先する必要があることから、プレスへの対応については、原則として本省において一元的に行う。

3.3.3 住民対応

住民からの照会、電話への対応等については、現地事故対策連絡会議で対応方針を確認し、原則として地方公共団体で行うものとする。

3.4 事態が終息した場合の措置(現地事故対策連絡会議の廃止)

現地事故対策連絡会議の議長である安全監(安全監到着前は防災専門官)は、事故の概要・進展予測、今後の見通し等について、原子力安全委員、原子力事業者、その他緊急技術助言組織構成員等の専門家らの意見を踏まえ、原災法 15 条第 1 項の原子力緊急事態に至る可能性が無く、現地体制を維持する必要がないと認めた場合には、文部科学大臣にその旨具申し、文部科学大臣の了解を得るものとする。文部科学大臣が了解した場合は、安全監(安全監到着前は、防災専門官)は、文部科学省原子力災害警戒本部に連絡するとともに、現地事故対策連絡会議を廃止し、災害事後対応フェーズに移行する。原子力規制室長(不在の場合は安全管理事務所長)は現地事後対策連絡会議を開催し、現地における事後処理体制につき関係者と確認を行う。

[6.]

3.5 事態が拡大傾向にある場合の措置

○事態が拡大し、原子力緊急事態に至ると判断した場合

[現地対策本部長らが到着しておらず、オフサイトセンター立ち上げが完了していない場合]

要領 3.1 及び 3.2 に基づく対応を速やかに行い、初期活動フェーズ(フェーズ 3)に移行し、要領 4.3 以降に規定する初動活動フェーズの対応を開始する。 [4.]

[現地対策本部長らが到着しておらず、オフサイトセンター立ち上げが完了している場合]

初期活動フェーズ(フェーズ 3)に移行し、要領 4.3 以降に規定する初動活動フェーズ

の対応を開始する。[4.3]

[現地対策本部長が到着しており、オフサイトセンター立ち上げが完了している場合]

緊急事態対応フェーズ（フェーズ 3）に移行し、要領 5.以降に規定する緊急事態対応フェーズ（フェーズ 3）の対応を開始する。[5.]

別表5 オフサイトセンター運営現地関係者名簿

機関名称	連絡先	代替連絡先	対象者(役割)
道府県			
大阪府危機管理室	06-6942-9174	06-6944-6021 (夜間・休日)	4名 危機管理課参事(総括班) 消防防災課参事(放射線班) 副理事兼医療対策課長(医療班) 消防防災課主査(総括班) 参集所要時間の目安 [30]分(夜間・休日:[60]分)
奈良県防災統括室	0742-27-7006	0742-27-8944 (夜間・休日)	1名 防災統括室主事(広報班) 参集所要時間の目安 [60]分(夜間・休日:[90]分)
市町村			
東大阪市 危機管理室	06-4309-3130	06-4309-3330 (夜間・休日)	4名 危機管理室次長(総括班) 危機管理室職員(住民安全班) 地域振興室次長(住民安全班) 消防局西消防署長堂分署副小隊長 (住民安全班) 参集所要時間の目安 [20]分(夜間・休日:[40]分)
原子力事業者			
近畿大学 原子力研究所	06-6721-2332(代)	06-6721-0050 (夜間・休日)	3名 管理室長(現地事故対策連絡会議) 原子炉主任技術者代行者 (プラント班) 原子炉管理副班長(プラント班) 参集所要時間の目安 [20]分(夜間・休日:[60]分)

別表6 現地事故対策連絡会議の構成員名簿

チェック	構成員	役割	対象者氏名
初動における構成員			
	原子力防災専門官	議長 国関連情報の報告	原子力防災専門官 (東大阪OFC)
	大阪府職員	大阪府関連情報の報告	危機管理課参事 (総括班) 消防防災課参事 (放射線班) 副理事兼医療対策 課長(医療班)
	奈良県職員	奈良県関連情報の報告	防災統括室主事
	東大阪市職員	東大阪市関連情報の報告	危機管理室次長 (総括班) 東大阪市消防局 警備課長
	大阪府警察職員		派遣職員
	近畿大学原子力研究所職員	事業所関連情報の報告	管理室長
	その他議長が必要と認めた者		
安全監ら到着後の構成員			
	文部科学省安全監	議長 国関連情報の報告	安全監(学術政策)
	原子力防災専門官	国関連情報の報告	原子力防災専門官 (東大阪OFC)
	文部科学省職員	国関連情報の報告	防災環境対策長補 佐(防災担当)
	大阪府職員	大阪府関連情報の報告	危機管理課参事 (総括班) 消防防災課参事 (放射線班) 副理事兼医療対策 課長(医療班)
	奈良県職員	奈良県関連情報の報告	防災統括室主事
	東大阪市職員	東大阪市関連情報の報告	危機管理室長 (総括班) 東大阪市消防局 警備課長
	大阪府警察職員		派遣職員
	緊急技術助言組織構成員等の専門家		派遣専門家
	近畿大学原子力研究所職員	事業所関連情報の報告	管理室長
	その他議長が必要と認めた者		

4. 原子力緊急事態-初期活動フェーズ(フェーズ3)

原災法第10条第1項前段の通報があり、これが原災法第15条の原子力緊急事態に該当する場合には、原子力緊急事態宣言(以下、緊急事態宣言)が発出され、直ちに政府の原子力災害対策本部が設置される。

直接あるいは事故発生から間もなく原子力緊急事態に至った場合、原子力災害現地対策本部長(以下、現地対策本部長)をはじめ東京から参集するオフサイトセンター運営関係者らがオフサイトセンターに到着するまでにはある程度の時間を要する。この間、防災専門官及び現地関係者(道府県、市町村、事業者ら)が中心となって対応する。

4.1 防災専門官による初期対応

要領3.1に基づき防災専門官による初期対応を速やかに行う。

4.2 オフサイトセンターの立ち上げ

要領3.2に基づきオフサイトセンターの立ち上げを速やかに実施する。

4.3 合同対策協議会の運営準備

防災専門官及び現地関係者(道府県、市町村、事業者ら)は、現地対策本部長及び国から派遣されるオフサイトセンター運営関係者らが到着した段階でスムーズに合同対策協議会による運営を開始できるよう、運営準備を実施しておく。

4.3.1 現地事故対策連絡会議

現地関係者がオフサイトセンターに参集した段階で、防災専門官は自らが議長となり、情報の共有のための現地事故対策連絡会議を開催する。また、緊急事態宣言が発出された後においても、現地対策本部長らがオフサイトセンターに到着するまでは、継続的にこの会議を開催するものとする。

4.3.2 機能班活動

機能班の構成員は、オフサイトセンターに参集した者から機能班活動を開始するものとする。機能班の責任者が到着していない場合は、副責任者が班長を代行する。

4.4 現地対策本部長等が到着した場合の措置

防災専門官は、現地対策本部長にそれまでの状況を報告するとともに、直ちに緊急事態対応フェーズ(フェーズ3)に移行し、要領5.1に基づき原子力災害現地対策本部を立ち上げる。

[5.1]

5. 原子力緊急事態-緊急事態対応フェーズ(フェーズ3)

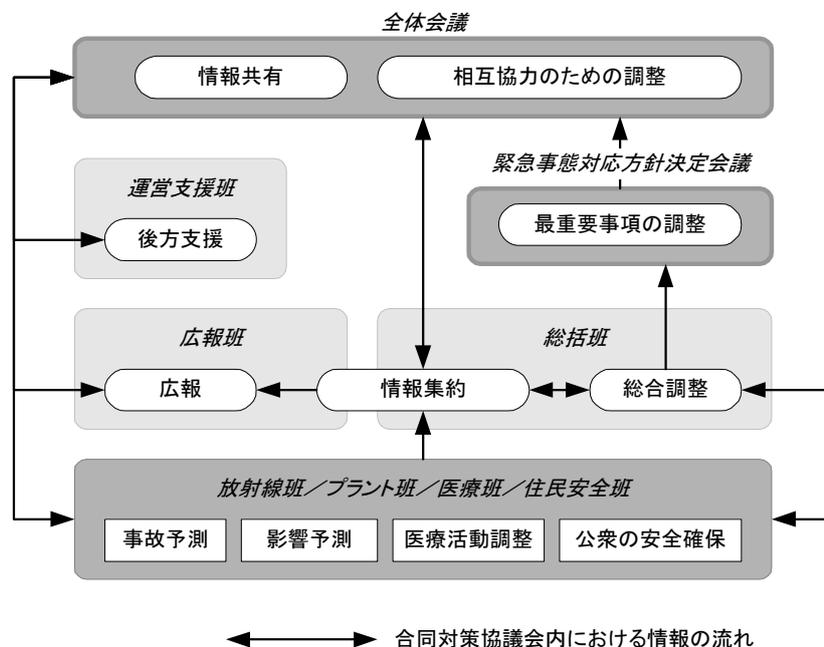
原子力緊急事態に該当する事象が発生し、現地対策本部長がオフサイトセンターに到着した段階で、オフサイトセンターに原子力災害対策本部の事務の一部を行う原子力災害現地対策本部（以下、現地対策本部）を設置する。また、現地対策本部、道府県及び市町村の（現地）災害対策本部、原子力事業者並びに緊急技術助言組織構成員等の専門家らによって構成される原子力災害合同対策協議会（以下、合同対策協議会）を開催する。

5.1 現地対策本部の設置

現地対策本部は、内閣総理大臣による緊急事態宣言の発出をもって設置される原子力災害対策本部の事務の一部を行う組織としてオフサイトセンターに設置される。現地対策本部の本部長その他の職員は、文部科学省が予め作成した名簿に基づき、内閣総理大臣により任命される。

5.2 合同対策協議会の運営

合同対策協議会の機能班による活動を開始し、合同対策協議会の全体会議及び緊急事態対応方針決定会議を適宜開催する。防災専門官は総括班の副責任者として、現地対策本部長を補佐する。なお、緊急事態宣言が発出される前であっても、機能班の構成員がオフサイトセンターに到着している場合には、機能班の運営を実質的には開始するものとする。



合同対策協議会における各組織の役割

5.2.1 合同対策協議会(緊急事態対応方針決定会議)

(1) 役割:最重要事項の調整

- ・屋内退避、避難(範囲)の決定及び解除
- ・ヨウ素剤服用の指示の決定
- ・飲食物摂取制限の決定及び解除
- ・事故収束のために取るべき措置
- ・原子力緊急事態解除宣言を出すべきとの具申
- ・その他、現地対策本部長が必要と認めた事項

(2) 構成員と各員の役割

- ・現地対策本部長(文部科学副大臣)[調整(案)決定]
- ・緊急事態応急対策実施区域を管轄する道府県及び市町村の(現地)災害対策本部長[調整(案)決定]
- ・原子力安全委員[技術的助言]
- ・安全監[情報の提供]
- ・内閣官房内閣参事官(安全保障・危機管理担当)[情報の提供]
- ・原子力事業者(取締役本部長クラス)[情報の提供]
- ・その他、現地対策本部長が必要と認めた者
例) ヨウ素剤服用指示の決定の場合:放射線医学総合研究所
飲食物摂取制限の決定及び解除の場合:厚生労働省、農林水産省関係者
(構成員については、事前に作成した別表7による。)

(3) 緊急事態対応方針決定会議の場所

他の場所とは区切られた会議室。(注:会議は、他のオフサイトセンター関係者には公開しない。また、会議室と官邸、文部科学省非常災害対策センター、所在道府県、所在市町村等との間にテレビ会議システムを設け、最重要事項の調整を行う際、その確認を行う。)

(4) 緊急事態対応方針決定会議の開催判断

以下の場合、緊急事態対応方針決定会議を開催するものとする。

- ・現地対策本部長自らが、会議の開催が必要と認めた場合。
- ・現地対策本部長以外の緊急事態対応方針決定会議の構成員が、会議の開催が必要と考えた場合であって、その構成員本人が直接、現地対策本部長に口頭で進言を行い、同本部長が会議の開催が必要と認めた場合。

(5) 最重要事項の調整手順

- ・緊急事態対応方針決定会議において、最重要事項の調整案を策定する。
- ・調整案について、現地対策本部長は文部科学大臣に連絡をとる。(テレビ会議の利用)
- ・調整案について文部科学大臣への連絡の後、現地対策本部長は対策本部長に了解を得る。

(テレビ会議の利用)

5. 2. 2 合同対策協議会(全体会議)

(1) 役割

合同対策協議会(全体会議)は、現地対応における情報と認識の共有、相互協力のための調整を行うことも目的とし、議事はオフサイトセンター内の関係者に公開する。

- ・ オフサイトセンター内の情報共有
- ・ 各機関が実施する緊急時応急対策の確認
- ・ 緊急事態応急対策に係る関係機関の業務の調整
- ・ 緊急事態対応方針決定会議における決定事項の各機関への連絡
- ・ 各機能班からの緊急事態応急対策の実施状況の報告と確認
- ・ プレス発表内容の確認 等

(2) 構成員と各員の役割

① 構成員

合同対策協議会(全体会議)の構成員は、全体会議の場で報告等を行う構成員と構成員の補助等を行う補助構成員とする。

構成員の候補は以下のとおりである。オフサイトセンター毎に座席等の配置を考慮し、構成員を定めておくものとする。

(構成員については事前に作成した別表 8 による。)

② 座席等

メインテーブルには構成員のみが着席し、補助構成員は構成員の後方(補助座席等)に着席する。また、補助構成員が合同対策協議会(全体会議)の場で説明を行う場合、メインテーブルに移動して行う。なお、合同対策協議会(全体会議)は、情報の共有化が目的であり、オフサイトセンター内の関係者に対し公開で開催するものとし、スペースに余裕があればオフサイトセンター関係者の参加を認める(折り畳み椅子等利用して後方に着席又は立席)。

(3) 会議の開催判断

合同対策協議会(全体会議)は、現地対策本部長がオフサイトセンターに到着した時点で、情報の共有・整理等を目的として第1回目の会議を開催するものとし、その後は以下の場合に開催する。

- ・ 現地対策本部長自らが、合同対策協議会(全体会議)の開催が必要と認めた場合。(例えば、合同対策協議会(緊急事態対応方針決定会議)の終了後)
- ・ 現地対策本部長以外の者(例えば、各機能班の責任者)が合同対策協議会(全体会議)の開催が必要と考えた場合であって、本人が直接、安全監に口頭で説明し、安全監がその必要性を認め、これを現地対策本部長に口頭で進言し、現地対策本部長が会議開催の

必要性を認めた場合。

(4) 議事録、進捗状況の連絡等

- ・総括班は、合同対策協議会（全体会議）終了後直ちに議事録を作成し、安全監の内容確認を得るものとする。
- ・議事内容は、議事録コピーの配付により、オフサイトセンター内関係者に周知するものとする。
- ・確認を受けた議事録は、原子力災害対策本部の本部事務局が置かれている文部科学省非常災害対策センターにFAXで送信する。
- ・総括班は、事故状況、国の体制等関連する情報を時系列に作成し、オフサイトセンター内関係者に議事録コピーの配付等により通知するとともに、主要なイベントの発生時には、必要に応じ館内放送を活用する。

5.2.3 機能班活動

(1) 各機能班の構成員と役割

各機能班の構成員及び役割は事前に作成した別表9～15に示すとおりである。なお、各機能班の詳細な役割や活動事項は、各機能班毎に対応マニュアルを作成し、参照するものとする。

(2) 機能班活動における基本項目

① 関係機関との情報連絡

各班が応急対策活動を実施するために必要な情報を関係各機関から収集する。また、機能班内で検討した各種調整事項を伝達する。（情報の収集先、収集方法、収集すべき情報の項目や内容、連絡担当者等を事前に整理しておくものとする。）

② 収集情報の整理・分析

収集した情報を整理、分析する。収集した情報は班員全員が共有できるよう、ホワイトボードを利用して整理する。また、オフサイトセンター内のパソコンを利用し、文書管理フォルダへ各種ファイルを格納する。

③ 対策案の検討

各班内で対応可能な場合は、対策案の検討および班内情報のとりまとめを行う。専門的、技術的な判断を必要とする場合は、機能班の構成員である派遣専門家（緊急技術助言組織構成員や緊急時支援・研修センター要員等）から技術的助言を受ける。

また、重要事項に関わる判断を必要とする場合、各機能班からの報告をもとに総括班が調整を行い、緊急事態対応方針決定会議を開催する。

④ 全体会議における状況報告

全体会議における状況報告は、機能班責任者が行う。情報共有が目的であるため、専門用語等を用いた複雑な説明を避け、わかりやすい説明を行う。

(3)機能班間の構成員の調整

以下の様に機能班間の構成員の調整が必要となった場合は、総括班責任者（防環室長）がその調整を行う。

- ・特定の機能班の集合が遅れている場合
- ・特定の機能班の業務量が急増（または急減）した場合
- ・関係者の参集が予定より増えた場合

(4)機能班間の情報連絡

機能班同士の情報連絡は予め定められた方法（連絡要員による口頭・帳票連絡、内線電話、掲示板等）により行うものとする。総括班においては、情報の集約という意味から、総括班員の中から各機能班担当の連絡係を定め、各班の情報を常に収集する。（各地域において機能班間の基本的な情報連絡方法を定めておくものとする。）

(5)機能班への指示

各機能班への指示は、総括班責任者（防環室長）が各機能班の責任者に対して行う。

5.2.4 プレス対応

広報班責任者である防環室長補佐（防環室長補佐の到着前は安全管理事務所長）が、プレス等からの問い合わせに対し、適宜対応する。なお、主要な事項に関しては、安全監が実施する。プレス対応は、全体会議室とは異なる場所（プレスセンター等）において実施するものとし、定期的に時間を定めて行うほかに、原則として、合同対策協議会全体会議の開催後に行うものとする。

5.2.5 住民対応

住民からの照会、電話への対応等については、合同対策協議会（全体会議）で対応方針を確認し、原則として地方公共団体で行うものとする。

5.3 事態が終息した場合の措置（合同対策協議会の廃止）

原災法第15条第4項の原子力緊急事態解除宣言が発出された後直ちに、最終の合同対策協議会（全体会議）を開催し、原子力緊急事態解除宣言が出された旨を関係者に通知するとともに、現地事後対策連絡会議の開催と事務の引継ぎ等について確認を行い、合同対策協議会（緊急事態対応方針決定会議、全体会議、機能班）を廃止する。

別表7 合同対策協議会(緊急事態対応方針決定会議)構成員名簿

チェック	構成員	対象者氏名
	原子力災害現地対策本部長(文部科学副大臣)	副大臣(防災担当)
	文部科学省科学技術・学術政策局次長 原子力安全監	安全監(学術政策)
	内閣官房内閣参事官(安全保障、危機管理担当)	内閣参事官
	内閣府政策統括官付企画官	企画官
	消防庁広域消防応援対策官	消防応援対策官
	原子力安全委員	派遣委員
	大阪府現地災害対策本部長 大阪府現地災害対策副本部長	副知事(防災担当) 危機管理室長
	東大阪市現地災害対策本部長	理事(市長が指名した者)
	大阪府警察職員	派遣職員
	近畿大学原子力研究所職員大阪府警察職員	管理室長
	その他原子力災害現地対策本部長が必要と認めた者	

別表8 合同対策協議会(全体会議)構成員名簿

チェック	構成員	対象者氏名
	原子力災害現地対策本部長(文部科学副大臣)	副大臣(防災担当)
	文部科学省科学技術・学術政策局次長 原子力安全監	安全監(学術政策)
	文部科学省大臣官房文教施設部施設企画課防災推進室長補佐	防災推進室長補佐
	原子力安全・保安院原子力防災課防災調整官	防災調整官
	内閣官房内閣参事官(安全保障、危機管理担当)	内閣参事官
	内閣府政策統括官付企画官	企画官
	内閣府原子力安全委員会事務局(規制調査課規制第二係員)	規制第二係員
	警察庁(管区警察局災害対策官)	災害対策官
	防衛省(運用企画局事態処理課国民保護・災害対策室部員)	災害対策室部員
	消防庁(国民保護・防災部防災課地域情報把握専門官)	地域情報把握専門官
	厚生労働省(医政局指導課長補佐)	指導課長補佐
	農林水産省(近畿農政局企画調整室長)	企画調整室長
	国土交通省(近畿運輸局総務部安全防災・危機管理調整官)	危機管理調整官
	国土交通省(近畿地方整備局環境調整官)	環境調整官
	気象庁(大阪管区气象台技術部長)	技術部長
	海上保安庁(第五管区警備救難部企画調整官)	企画調整官
	環境省(水・大気環境局大気環境課長補佐)	大気環境課長補佐
	原子力安全委員	派遣委員
	緊急事態応急対策調査委員	派遣委員
	大阪府現地災害対策本部長	副知事(防災担当)
	大阪府現地災害対策副本部長	危機管理室長
	奈良県(現地責任者:防災統括室長)	防災統括室長
	東大阪市現地災害対策本部長	理事(市長が指名した者)
	大阪府警察職員(部長クラス)	派遣職員
	原子力防災専門官	原子力防災専門官(東大阪OFC)
	大阪原子力安全管理事務所長	所長
	放射線医学総合研究所	派遣職員
	原子力緊急時支援・研修センター(福井支所長)	福井支所長
	指定公共機関関係者	派遣職員
	近畿大学原子力研究所職員	管理室長
	総括班責任者(文部科学省防災環境対策室長)	防災環境対策室長
	放射線班責任者(文部科学省放射線規制室長)	放射線規制室長
	プラント班責任者(文部科学省原子力安全課運転管理・検査管理官)	運転管理・検査管理官
	医療班責任者(大阪府担当部長クラス)	副理事兼医療対策課長
	住民安全班責任者(大阪府担当部長クラス)	危機管理室長
	広報班責任者(文部科学省防災環境対策室長補佐(防災担当))	室長補佐(防災)
	運営支援班責任者(文部科学省原子力安全課補佐(管理担当))	安全課補佐(管理)
	その他原子力災害現地対策本部長が必要と認めた者	

別表9 総括班の役割及び構成員

(1)役割

各機能班の行う各種緊急事態応急対策に関する総合調整を行う。

(2)構成員

区分	主な役割	フィック	構成員	対象者氏名
責任者 1人	全体取りまとめ 現地対策本部長補佐 協議会への報告		文部科学省科学技術・学術政策局防災環境対策室長	室長
副責任者 6～8人	各班情報収集 情報表示 各班にまたがる対策 の取りまとめ 協議会事務局		文部科学省原子力防災専門官	原子力防災専門官 (東大阪OFC)
			文部科学省大阪原子力安全管理事務所長	大阪原子力安全管理事務所長
			文部科学省大臣官房文教施設部施設企画課防災推進室長補佐	防災推進室長補佐
			原子力安全・保安院原子力防災課原子力防災調整官	防災調整官
			大阪府危機管理室	危機管理課参事
			東大阪市危機管理室	危機管理室次長
			原子力緊急時支援・研修センター要員	派遣専門家
			原子力緊急時支援・研修センター要員	派遣専門家
班員 9人程度	協議会資料準備 協議会議事録作成 協議会開催時画面操作 対策拠点施設内外の情報収集(各班活動把握を含む) 対策拠点施設内外情報伝達(議事録配付も含む)		内閣府(政策統括官(災害応急対策担当)付参事官付主査)	参事官付主査
			内閣府原子力安全委員会事務局(規制調査課規制第二係員)	規制第二係員
			内閣官房(内閣情報集約センター内閣事務官)	内閣事務官
			内閣官房副長官補(安全保障、危機管理担当)付内閣事務官	付内閣事務官
			消防庁(国民保護・防災部防災課地域情報把握専門官)	地域情報把握専門官
			大阪府危機管理室	消防防災課職員 2名
			大阪府警察職員	派遣職員
			東大阪市危機管理室	危機管理室職員

別表10 放射線班の役割及び構成員

(1)役割

現地で行われる緊急時モニタリングデータの収集と整理を行うとともに、放射線による影響を予測する。

(2)構成員

区分	主な役割	チック	構成員	対象者氏名
責任者 1人	全体取りまとめ 協議会への報告		文部科学省科学技術・学術政策局放射線規制室長	放射線規制室長
副責任者 4～5人	各班との連絡 屋内退避／避難勧告案の検討 飲食物摂取制限勧告案の検討		文部科学省科学技術・学術政策局防災環境対策室専門官（兼務：本務は広報班）	防災環境対策室専門官
			大阪府危機管理室	消防防災課参事
			原子力安全委員会緊急技術助言組織等専門家	派遣専門家
			原子力緊急時支援・研修センター要員	派遣要員
			原子力緊急時支援・研修センター要員	派遣要員
班員 8人程度	SPEEDI 線量予測（操作、文部科学省との連絡等） 緊急時モニタリングデータの収集 屋内退避／避難勧告案の検討 飲食物摂取制限勧告案の検討		文部科学省科学技術・学術政策局放射線規制室長補佐	放射線規制室長補佐
			環境省（水・大気環境大気環境課長補佐）	大気環境課長補佐
			厚生労働省（健康局総務課地域健康室専門官）	地域健康室専門官
			農林水産省（近畿農政局企画調整室長）	企画調整室長
			大阪府危機管理室	消防防災課職員
			東大阪市（保健所）	環境衛生検査センター長

別表11 プラント班の役割及び構成員

(1)役割

事故が発生した原子力事業所に関する情報の収集、整理を行うとともに、事故の進展予測等を行う。

(2)構成員

区分	主な役割	チェック	構成員	対象者氏名
責任者 1人	全体取りまとめ 協議会への報告		文部科学省科学技術・学術政策局原子力安全課運転管理・検査管理官	運転管理・検査管理官
副責任者 2人	事故情報の収集と総括 事故進展の予測と事故状況の判断		近畿大学原子力研究所	管理室長
			原子力安全委員会緊急技術助言組織等専門家	派遣専門家
班員 57人程度	各班との連絡 プラント関係書類の調査 プラント状況整理		文部科学省科学技術・学術政策局原子力規制室規制第3係長	原子力規制第3係長
			文部科学省科学技術・学術政策局原子力規制室運転管理・検査担当者	原子力規制室職員
			近畿大学原子力研究所	原子力主任技術者 代行者
			近畿大学原子力研究所	原子炉管理副班長
			原子力緊急時支援・研修センター要員	派遣職員
			保安院（熊取原子力安全管理事務所）の文科省併任者（但し、必要に応じバックアップとして。）	保安院所長（熊取OFC）

別表12 医療班の役割及び構成員

(1)役割

道府県、医療関係機関（文部科学省、厚生労働省、防衛庁、消防庁、放射線医学総合研究所及び日本赤十字社を含む）の行う緊急時医療活動の把握及び広域的な医療活動の調整を行う。

(2)構成員

区分	主な役割	チェック	構成員	対象者氏名
責任者 1人	全体取りまとめ 協議会への報告		大阪府健康医療部保健医療室	副理事兼医療対策 課長
副責任者 5～6人	各班との連絡 ヨウ素剤服用の指示の 検討 緊急被ばく医療派遣チ ーム派遣先の調整		文部科学省研究振興戦略官付 補佐	戦略官付補佐
			文部科学省高等教育局医学教 育課大学病院支援室長補佐・ 専門官	支援室長補佐・専門 官
			防衛省（運用企画局事態処理 課国民保護・災害対策室）	災害対策室係員
			厚生労働省（医政局指導課長 補佐）	指導課長補佐
			原子力安全委員会緊急技術助 言組織等専門家	派遣専門官
			放射線医学総合研究所	派遣職員
班員 8人 程度	ヨウ素剤服用の検討 情報収集、被害状況集 計		消防庁（国民保護・防災部防 災課）	派遣職員
			大阪府健康医療部保健医療室	医療対策課職員
			大阪府健康医療部保健医療室	地域保健感染症課 職員
			東大阪市（保健所）	地域健康企画課長
			東大阪市（保健所）	地域健康企画課職 員
			原子力緊急時支援・研修セン ター要員	派遣職員

別表13 住民安全班の役割及び構成員

(1)役割

被災者の救助及び社会秩序の維持等、住民の安全確保に係る活動の状況把握と調整を行う。

(2)構成員

区分	主な役割	チェック	構成員	対象者氏名
責任者 1人	全体取りまとめ 協議会への報告		大阪府危機管理室	危機管理室長
副責任者 9人	班内の調整 各班との連絡		文部科学省原子力防災専門官 (兼務：本務は総括班)	原子力防災専門官
			文部科学省大阪原子力安全管理 事務所長(兼務：本務は総括班)	大阪原子力安全管理 事務所長
			内閣府(政策統括官(災害応急 対策担当)付参事官付補佐)	参事官付補佐
			警察庁(管区警察局災害対策 官)	災害対策官
			防衛省(運用企画局事態処理 課国民保護・災害対策室)	災害対策室部員
			海上保安庁(第五管区警備救 難部企画調整官)	企画調整官
			消防庁(国民保護・防災部防 災課)	派遣職員
			大阪府危機管理室	地域防災監
			大阪府警察職員	派遣職員
			東大阪市市民総務室	市民総務室長
班員 13人 程度	屋内退避避難状況の把握 救命/救助状況の把握 立入制限/救助状況の把握 緊急輸送状況 飲食物摂取制限の実施 状況の把握		文部科学省大臣官房文教施設 部施設企画課防災推進室長補 佐	防災推進室長補佐
			厚生労働省(健康局総務課地 域保健室専門官)	地域保健室専門官
			厚生労働省(都道府県労働局 衛生主務課長)	衛生主務課長
			農林水産省(近畿農政局企画 調整室長補佐)	企画調整室長補佐
			国土交通省(近畿運輸局総務 部安全防災・危機管理調整官)	危機管理調整官
			国土交通省(近畿地方整備局 環境審査官)	環境審査官
			気象庁(大阪管区气象台技術 部長)	技術部長
			大阪府危機管理室	危機管理課職員
			大阪府危機管理室	消防防災課職員
			大阪府警察職員	派遣職員
			東大阪市地域振興室	地域振興室次長
			東大阪市地域振興室	地域振興室職員
			東大阪市消防局	西消防署長堂分署 副小隊長

別表14 広報班の役割及び構成員

(1)役割

報道関係資料の収集、整理、作成、報道機関対応、住民広報に関する方針決定、住民からの問い合わせ対応等を行う。

(2)構成員

区分	主な役割	チェック	構成員	対象者氏名
責任者 1人	全体取りまとめ 協議会への報告 報道機関対応（プレス 対応の際は、道府県、 市町村、事業者も同席）		文部科学省科学技術・学術政 策局防災環境対策室専門官	防災環境対策室専 門官
副責任者 3～4人	報道機関対応補佐 住民への広報		大阪府政策企画部企画室	報道担当参事
			東大阪市広報広聴室	広報課長
			近畿大学	総務部長
班員 8人 程度	プレス資料、住民広報 資料の作成、配付 原子力災害対策本部と の調整 所在道府県・市町村災 害対策本部との調整 原子力事業者との調整 資料作成と調整（資料 配付も含む）		文部科学省放射線規制室放射 線検査管理官	放射線検査管理官
			文部科学省大臣官房総務課 広報室広報専門官	広報専門官
			奈良県防災統括室	防災統括室主事
			近畿大学原子力研究所	総務班長
			原子力緊急時支援・研修セン ター要員	派遣職員

別表15 運営支援班の役割及び構成員

(1)役割

オフサイトセンター及び災害対策本部における後方支援業務等を行う。

(2)構成員

区分	主な役割	フィック	構成員	対象者氏名
責任者 1人	全体取りまとめ 協議会への報告		文部科学省科学技術・学術政策局原子力安全課長補佐（管理担当）	原子力安全課長補佐（管理担当）
副責任者 2～3人	各班との連絡		文部科学省大阪原子力安全管理事務所長（兼務：本務は総括）	大阪原子力安全管理事務所長
			大阪府危機管理室	危機管理課課長補佐
			東大阪市行政管理部	法務文書課長
班員 5人程度	対策拠点施設の環境整備 対策拠点施設の出入管理 対策拠点施設における防災活動要員のための食料その他の物資調達		大阪府危機管理室	危機管理課職員
			大阪府危機管理室	危機管理課職員
			東大阪市行政管理部	法務文書課職員 / 2名
			東大阪市消防局	総務課職員
			保安院（熊取原子力安全管理事務所）の文科省併任者（但し、必要に応じバックアップとして。）	保安院原子力防災専門官（熊取 OFC）

6. 災害事後対応フェーズ

6.1 現地事後対策連絡会議によるオフサイトセンターの運営

現地事後対策連絡会議を開催し、災害事後対策を実施する。

6.1.1 現地事後対策連絡会議

(1) 開催と役割

現地事後対策連絡会議は、原子力規制室長（原子力規制室長が不在の場合は安全管理事務所長）が行う。

現地事後対策連絡会議は、原災法第 21 条に規定する原子力災害対策本部の廃止により、現地対策本部が廃止された場合において、オフサイトセンターに参集した国、道府県、市町村、原子力事業者及び専門家によって開催される会合であり、放射性物質等に関する調査、周辺住民等に対する健康診断及び健康に関する相談の実施、その他医療に関する処置、風評被害対策等について情報の共有を図ることを目的とする。

(2) 構成員

- ・ 議長 原子力規制室長（不在の場合、安全管理事務所長）
- ・ 構成員 原子力安全管理事務所長
防災専門官
関係省庁職員
関係道府県職員
関係市町村職員
緊急技術助言組織構成員等の専門家
原子力事業者
その他、議長が必要と認めた者

構成員については事前に作成した別表 16 による。

(3) 内容

以下の対策に関し、関係者による確認、情報の共有等を行う。

- ・ 放射性物質の濃度又は放射線量に関する調査
- ・ 居住者等に対する健康診断及び心身の健康に関する相談の実施その他医療に関する措置
- ・ 風評被害を防止するための放射性物質の拡散状況に関する広報
- ・ 原子力災害の拡大の防止又は原子力災害の復旧を図るための措置
- ・ その他、議長が必要と認める事項

(4) 会議開催の判断

現地事後対策連絡会議は、原子力緊急事態解除宣言が発出され、原子力災害対策本部が廃止された後、直ちに第1回の会合を開催するものとする。

その後は、新たな情報（例、モニタリング情報、周辺住民等の健康診断の状況、風評被害の情報等）が入った毎に原子力規制室長（原子力規制室長が不在の場合は安全管理事務所長）が必要と認めた場合に開催するものとする。

6.1.2 住民対応

周辺住民等からの心身の健康に関する相談、健康診断、電話への対応等については、現地事後対策連絡会議で確認し、オフサイトセンターもしくは関係道府県、関係市町村のしかるべき場所に健康相談窓口等を設置して対応する。

6.2 現地事後対策連絡会議の廃止

原子力規制室長（原子力規制室長が不在の場合は安全管理事務所長）は、原子力災害事後対策が収束し、組織的な対策を継続して実施する必要がないと判断した場合は、関係省庁事後対策連絡会議の了解を得て、最終の現地事後対策連絡会議を開催し、継続して必要な個別事後対策について、必要に応じ、関係省庁、道府県、市町村等に対応を指示し、現地事後対策連絡会議を廃止する。

別表16 現地事後対策連絡会議構成員名簿

チェック	構成員	事務役割	対象者氏名
	原子力規制室長	議長	原子力規制室長
	原子力安全管理事務所長	<ul style="list-style-type: none"> ・会議の庶務 ・関連情報の集約・整理 ・資料の作成 ・会場設営 	大阪原子力安全管理事務所長
	原子力防災専門官		原子力防災専門官 (東大阪OFC)
	文部科学省防災環境対策室長他		防災環境対策室長 原子力規制室運転管理・検査管理官 防災環境対策室専門官
	厚生労働省(医務局指導課長補佐)		指導課長補佐
	農林水産省(近畿農政局企画調整室長)		企画調整室長
	中小企業庁等関係省庁担当者		派遣担当者
	大阪府職員	<ul style="list-style-type: none"> ・関連情報の集約・整理 ・文部科学省への協力 	危機管理課参事(総務班) 八尾土木事務所地域防災監兼地域支援課長(住民安全班) 大阪府警察職員
	東大阪市職員	<ul style="list-style-type: none"> ・関連情報の集約・整理 ・文部科学省への協力 	危機管理室長 危機管理室次長
	近畿大学原子力研究所管理室長他	<ul style="list-style-type: none"> ・事故の状況及び経過ならびに事後対策実施状況等情報の集約・整理 ・資料の作成 ・住民への説明等 	管理室長 原子力主任技術者 代行者 原子炉管理副班長
	原子力緊急時支援・研修センター要員		派遣要員
	その他議長が必要と認めた者		

安全管理事務所職員は緊急事象発生時には、その時の勤務状況によって原則として以下のよう
に行動するものとする。

フェーズ1（トラブル対応）より開始のケース

	勤務時間内			勤務時間外（夜間・休日）
	防災専門官が東大阪エリアに居る場合 ^{注1}	1人も東大阪エリアに居ない場合 ^{注2}		
		文科省職員	保安院職員	
フェーズ1 トラブル連絡を受けた場合	防災専門官 近畿大学 所長が東大阪に到着したら 所長 近畿大学 防災専門官 OFC	近畿大学 (状況により変更*)	OFC (状況により変更*)	所長 OFC 防災専門官 近畿大学 (状況により変更*)
フェーズ2 10条通報を受けた場合	所長 近畿大学 (状況を見て*OFC) 防災専門官 OFC	OFC (状況を見て*近畿大学)	OFC (必要な場合*、近畿大学)	所長 近畿大学 (状況を見て*OFC) 防災専門官 OFC
フェーズ3(初期活動) 15条通報を受け、現地対策本部長がOFCに未着の場合	所長 OFC (必要な場合*、近畿大学) 防災専門官 OFC	所長 OFC (必要な場合*、近畿大学) 防災専門官 OFC	OFC (必要な場合*、近畿大学)	所長 OFC (必要な場合、近畿大学) 防災専門官 OFC
フェーズ3(緊急事態) 15条通報を受け、現地対策本部長がOFCに到着の場合	所長 OFC (必要な場合*、近畿大学) 防災専門官 OFC	所長 OFC (必要な場合*、近畿大学) 防災専門官 OFC	OFC (必要な場合*、近畿大学)	所長 OFC (必要な場合*、近畿大学) 防災専門官 OFC

注記

注1) 所長が居る場合は防災専門官を所長と読み替える。その場合、防災専門官のバックアップは保安院職員が担う。

注2) 少なくとも一人は大阪地区に居るので、大阪地区（熊取、府庁等）に居る者が対応する。

状況を見て*：OFCの立ち上げ・初期対応・運営に支障がある場合はOFCにて活動する。

状況により変更*：先に対応可能な方が発災現場（近畿大学）で情報収集を行う。

必要な場合*：必要な場合は所長が指示する。

フェーズ2(10条通報を受けた場合)、フェーズ3(緊急事態)より開始のケースは上表の途中からの活動を準用するものとする。

7.4 緊急時のOFC解錠

OFCの門扉及び玄関の鍵及びセキュリティカードは府職員、(市職員)、安全管理事務所職員及びセコム株が所有している。緊急事態発生時に上記の職員以外の立ち上げ関係者が先にOFCに到着することが予想される場合は、府職員又は安全管理事務所職員は予め以下のセコム株担当者に連絡し玄関の解錠を要請する。

(セコム株担当者は連絡を受けた後30分以内で到着可能)

セコム株 東大阪支社 TEL: 06 - 6788 - 3065

補足: 大阪府職員、安全管理事務所職員(熊取OFC含む。)以外の者について、警備会社への解錠依頼が可能にすること、及び立ち上げ関係者への鍵とセキュリティカードの配布が必要な場合は、大阪府に依頼すること。

また、警備会社はときおり変更される場合があるので警備会社名、連絡先については、所長は確認しておくこと。

【別添 1】

【大規模自然災害等のオフサイトセンターの活用】

1. オフサイトセンターの活用

原子力事故・災害時対応マニュアル（以下「文科マニュアル」という。）（文部科学省、平成20年10月改訂）にしたがい、フェーズ1の段階において、科学技術・学術政策局長は科学技術・学術政策局次長（以下「安全監」という。）からの連絡を受け、原子力事故対策チームの設置を決定するとともに、状況に応じて安全監をチームリーダーとする現地原子力事故対策チームを現地に派遣する。

現地原子力事故対策チームは、原則として、事故発生事業所において所要の対応等を行うこととするが、必要に応じてオフサイトセンターを対応の拠点として活用する。

大規模自然災害等により、原子力施設が原子力災害に至る可能性がない場合であっても、マスコミ、地元自治体対応を考慮し、社会的影響が大きい等（大阪府知事が府の災害対策本部の設置を判断した場合を含む。）事故の内容から全省的な対応が必要と判断された場合は、科学技術・学術政策局長は事務次官に報告し、指示を受けて、その災害を端的に表現する名称を冠する原子力事故対策本部を設置し、全省を挙げて対応する体制を整備する。

2. オフサイトセンターにおける設備・機器等の準備等

防災環境対策室長（以下「防環室長」という。）の指示によりオフサイトセンターに参集した原子力防災専門官は、以下の要領に基づき、原子力緊急時支援・研修センター職員の協力のもと、原子力防災設備・機器の機能確認等を行うとともに、使用可能な状態とし、事故対策チームまたは対策本部等との連携を密接に行う。

現地原子力事故対策チームへの支援

原子力防災専門官は、現地原子力事故対策チームの要請に応じてオフサイトセンターに整備されているポケット線量計、サーベイメータなどを貸与する。

運営支援事業者への連絡

原子力防災専門官は、原子力安全技術センターに対し、速やかに原子力防災設備の異常の有無の点検確認を実施するよう要請する。

原子力防災設備・機器の機能確認

原子力防災専門官は、テレビ会議システム、緊急時迅速放射能影響予測ネットワークシステム（SPEEDI）、気象情報システム、テレメータ解析装置、主要な電話・FAX機器を優先して、機能の確認を実施し、確認状況についてFAX等を利用して、防災環境対策室に報告する。また、運営支援事業者が到着次第、上記の業務の実施及び機能に異常がある場合の復旧を指示する。

ただし、他の情報収集等の業務を優先する必要があることから、特段の異常がなければ、当該報告は時間的な余裕ができてから行ってもよいこととする。

3. オフサイトセンターにおける情報の収集・共有・提供

(1) 情報収集

大阪原子力安全管理事務所(以下「管理事務所」という。)の原子力防災専門官は、防環室長または管理事務所長の指示のもと、原子力施設の情報を収集する。

(2) 情報共有

原子力防災専門官は、防環室と電話、TV会議システム等を活用して情報を共有するとともに、オフサイトセンターに参集した関係者等と原子力施設の状況等についての情報共有に努める。

(3) 情報提供

原子力防災専門官は、地元自治体及び地元プレス等に対し、FAX、電話、投げ込み等により、本省のプレス発表資料をはじめとする公表資料を提供する。

なお、現地原子力事故対策チームが設置された後は、主要なプレス対応は安全監が行う。原子力事故対策本部が設置された後は、文部科学広報官が本省で実施する。

【別添 2】

【代替施設への退避に係る方針及びオフサイトセンター内の放射線防護の考え方】

1. 代替施設への退去基本方針

当オフサイトセンターは原子力施設の「防災対策を重点的に充実すべき地域の範囲」（以下「EPZ」という。）の外に設置されているため、退避方針について、次のように定める。退避方針について次のように定める。

- ・オフサイトセンター開設前：オフサイトセンターから退避しなければならないような事態が生じた場合（火災によるものを含む。）は、原子力防災専門官は防環室長に連絡し、その指示に従い行動する。
- ・オフサイトセンター開設後：科学技術・学術政策局次長（以下「安全監」という。）は、総括班責任者からの進言のほか、その他の事由（火災によるものを含む。）によって、オフサイトセンターから退避しなければならないような事態が生じた場合は、その旨、文部科学省非常災害対策センターに連絡する。また、関係機関連絡員は、その旨、それぞれの機関に連絡する。安全監は、その後の対策等について、関係者に対し退避経路、持出物品の整理、防火対策等を指示し、避難する。

【避難に際しての基本方針】

（1）オフサイトセンターからの退避は、以下の事項が発生した場合とする。

自ら失火し、消火不可能となった場合

近隣に火災が発生し、類焼のおそれがある場合（火災が一時的なものであり、状況が改善する可能性が高い場合はこの限りではない）

大規模自然災害等の影響により使用することが困難となった場合

（2）代替施設は当オフサイトセンターから約 7.5 km の距離にあり、避難経路は次のとおりである。

- ・阪神高速道路（東大阪線）により代替施設に至る。
- ・大阪市営地下鉄谷町線 4 丁目から徒歩約 5 分で代替施設に至る。
- ・ヘリコプター離着可能地：大阪城公園（西の丸庭園）（東 4 5 0 m）、八尾空港も可。

注：代替施設の所在は本文 7.1 項 に記載している。

（3）原子力防災専門官（オフサイトセンター開設前）又はプラント班責任者（オフサイトセンター開設後）は、当該原子力施設に係る緊急事態応急対策を講ずるに際して必要となる資料を班員に指示し、持ち出す。各班の責任者は代替施設での資料作成などのために必要最小限の数量のパソコンの持出を班員に指示する。

なお、火災、地震などにより退避する場合、二次災害にあわないよう可能な範囲内で対応する。特に、火災の場合は消防機関が到着後、地震の場合で建物の倒壊の恐れを判定する公的な専門家（被災建築物応急判定士等）の到着後はその指示に従う。

(4) 原子力防災専門官(オフサイトセンター開設前)又はプ運営支援班責任者(オフサイトセンター開設後)は、防火対策として、喫煙場所における煙草の始末、OFCの電源断の措置を確認し、考えられる火元の一掃を行うと共に、戸締まり管理においては、退避後、オフサイトセンターにあるパソコンなどの盗取、参集要員の名簿などの個人情報の流出の防止を考慮して行うよう班員に指示する。

(5) 代替施設の立ち上げ準備、通信設備の確保においては、原子力防災専門官(オフサイトセンター開設前)又はプラント班責任者(オフサイトセンター開設後)が以下の事項について班員に指示する。

代替施設参集可能要員の人数の把握

所要の数量の机、椅子の配置の把握と確保

通信設備(FAX, 電話)の必要な数量の把握と確保。臨設回線の早期立ち上げが必要な場合はNTTの協力を要請する。

(6) オフサイトセンターから代替施設へ移動・退避中に原子力事業者からの原子力災害関連情報が途絶えることがないように原子力防災専門官(オフサイトセンター開設前)は携帯電話等により連絡を図る。オフサイトセンター開設後は各班の責任者は文部科学省非常災害対策センターの対応する機能班の責任者と携帯電話などで情報共有を図るなど連携を取る。

(7) 情報の連絡・共有方法

口頭及び電話の場合

口頭あるいは電話により情報の受信を行った場合は、機能班毎に電話等連絡台帳を作成又はホワイトボードに必要事項(通信時刻、受信/発信者名、連絡内容等)を記入する。

FAXの場合

FAXを送受信する場合は、機能班毎に受信台帳を作成又はホワイトボードに必要事項(件名、発信時刻、発信者名、送付先名、連絡内容等)を記入する。

2. オフサイトセンター内の放射線防護の考え方について

近畿大学原子炉施設のEPZは50mであり同大学原子力研究所の敷地内に収まっていること、当オフサイトセンターは近畿大学原子炉施設から約450m離れていること、及び仮想事故相当の緊急事態において希ガス及びヨウ素の放出があった場合もオフサイトセンター内の要員・関係者に放射線障害を与える恐れはないが、オフサイトセンター内の放射線防護について次のとおり講じる。

- (1) 原子力施設から放射性物質の放出が始まりオフサイトセンターに出入りする要員・関係者に汚染のおそれが生じている場合には、当該要員・関係者は除染室に通じる出入口から除染室を経由して出入りさせることとし、施設内を汚染させないための入館管理を行う。その際、運営支援班は、医療班、放射線班の協力を得ながら、入館者の汚染状況についてのサーベイランス、必要に応じて拭き取りやシャワーによる除染を行うための要員を配置する。
- なお、原子力施設から放射性物質の放出が始まる可能性がある場合、女性の要員については特別の配慮を行う。
- (2) 当オフサイトセンターは近畿大学原子炉施設が仮想事故相当の緊急事態においても屋内退避、屋外退避に至るようなことはなく、安定ヨウ素剤を服用することには至らないが、オフサイトセンターに出入りする事故現場近くで活動する要員・関係者には医療班の指示のもと、必要かつ適切な場合には安定ヨウ素剤を服用する。また、事故現場で活動する要員などに放射性ヨウ素等を吸引するおそれがある場合には、防護マスク、個人線量計を着用するなど適切な対応措置をとる。その際には、原子力安全委員会の定める原子力防災指針に記載されている防護対策の方法も参照する。

緊急時活動各フェーズにおける活動内容

(1)トラブル発生フェーズから対応を開始した場合

フェーズ	活動項目	備考（：現地責任者）
トラブル対応 フェーズ	・ 防災専門官による OFC 立ち上げ準備	電源投入、使用資機材準備等
	・ 防災専門官による初期対応	初期情報連絡（要員待機要請等）、 事故情報収集
警戒対応 フェーズ	・ 防災専門官による OFC 立ち上げ	機器立ち上げ、要員受け入れ等
	・ 防災専門官による初期対応	初期情報連絡、事故情報収集
	【現地関係者到着後】 ・ 現地関係者らによる OFC 立ち上げ ・ 現地事故対策連絡会議の開催	防災専門官（議長）
緊急事態 対応フェーズ	【文科省副大臣・安全監ら到着後】 ・ 現地事故対策連絡会議の開催	文科省安全監（議長） （文科省現地警戒体制としては 文科省副大臣が責任者）
	【緊急事態宣言発出前】 ・ 現地対策本部の設置準備 ・ 現地事故対策連絡会議（仮）の開催 ・ 機能班活動準備	文科省副大臣（現地対策本部 長）
災害事後 対応フェーズ	【緊急事態宣言発出後】 ・ 現地対策本部の設置 ・ 合同対策協議会の開催 ・ 機能班による活動	文科省副大臣（現地対策本部 長）
	・ 現地事後対策連絡会議の開催	原子力規制室長 （不在の場合は安全管理事務所 長）

(2)警戒フェーズから対応を開始した場合(直接、特定事象が発生した場合)

フェーズ	活動項目	備考(: 現地責任者)
警戒対応 フェーズ	・ 防災専門官による OFC 立ち上げ	電源投入、使用資機材準備、機器立ち上げ、要員受け入れ等
	・ 防災専門官による初期対応	初期情報連絡、事故情報収集、地方公共団体への助言
	【現地関係者到着後】 ・ 現地関係者らによる OFC 立ち上げ ・ 現地事故対策連絡会議の開催	防災専門官(議長)
	【文科省副大臣・安全監ら到着後】 ・ 現地事故対策連絡会議の開催	文科省安全監(議長) (文科省現地警戒体制としては文科省副大臣が責任者)
緊急事態 対応フェーズ	【緊急事態宣言発出前】 ・ 現地対策本部の設置準備 ・ 現地事故対策連絡会議(仮)の開催 ・ 機能班活動準備	文科省副大臣(現地対策本部長)
	【緊急事態宣言発出後】 ・ 現地対策本部の設置 ・ 合同対策協議会の開催 ・ 機能班による活動	文科省副大臣(現地対策本部長)
災害事後 対応フェーズ	・ 現地事後対策連絡会議の開催	原子力規制室長 (不在の場合は安全管理事務所長)

(3)初期活動フェーズから対応を開始した場合(直接、原子力緊急事態が発生した場合)

フェーズ	活動項目	備考(: 現地責任者)
初期活動 フェーズ	・ 防災専門官による OFC 立ち上げ	電源投入、使用資機材準備、機器立ち上げ、要員受け入れ等
	・ 防災専門官による初期対応	初期情報連絡、事故情報収集、地方公共団体への指示・助言
	【現地関係者到着後】 ・ 現地関係者らによる OFC 立ち上げ ・ 現地対策本部の設置準備 ・ 現地事故対策連絡会議(仮)の開催 ・ 機能班活動準備	防災専門官(議長)
緊急事態 対応フェーズ	【文科省副大臣・安全監ら到着後】 ・ 現地対策本部の設置 ・ 合同対策協議会の開催 ・ 機能班による活動	文科省副大臣(現地対策本部長)
災害事後 フェーズ	・ 現地事後対策連絡会議の開催	原子力規制室長 (不在の場合は安全管理事務所長)

オフサイトセンター設置チェックリスト(例)

主要なイベント／ 防災専門官の基本活動	機器、設備／資機材、資料、備品	OFC受け入れ関係	初期情報（受信/発信/収集）※3	（受信/発信/収集先）
トラブル発生時				
<input type="checkbox"/> トラブル通報受信			<input type="checkbox"/> (受信)トラブル通報 <input type="checkbox"/> (収集)対応に関する指示 <input type="checkbox"/> (収集)OFC立上げに関する協議 <input type="checkbox"/> (発信)OFC到着連絡(※勤務時間外の場合)	<input type="checkbox"/> 原子力事業所 <input type="checkbox"/> 防災環境対策室長 <input type="checkbox"/> 防災環境対策室
<input type="checkbox"/> 事故状況確認と情報連絡			<input type="checkbox"/> (収集)事業所内の把握情報 <input type="checkbox"/> 事故状況 <input type="checkbox"/> 事故対応状況 <input type="checkbox"/> 事故対応体制 <input type="checkbox"/> 事故進展予測 <input type="checkbox"/> 施設内モニタリング結果 <input type="checkbox"/> (収集)保安検査官の把握情報 <input type="checkbox"/> 事故状況 <input type="checkbox"/> 事故対応状況 <input type="checkbox"/> 事故対応体制 <input type="checkbox"/> 事故進展予測 <input type="checkbox"/> 施設内モニタリング結果 <input type="checkbox"/> (発信)事故状況報告	<input type="checkbox"/> 原子力事業所 <input type="checkbox"/> 保安検査官 <input type="checkbox"/> 防災環境対策室長
<input type="checkbox"/> OFC立上げ準備開始	<input type="checkbox"/> OFC内主要機器の電源投入※1 <input type="checkbox"/> 電話設備(使用可状態確認) <input type="checkbox"/> FAX設備(使用可状態確認) <input type="checkbox"/> パソコン及び関連機器※2 <input type="checkbox"/> 制御ボード※2 <input type="checkbox"/> TV会議システム <input type="checkbox"/> 各種映像システム <input type="checkbox"/> SPEEDI <input type="checkbox"/> 気象情報システム <input type="checkbox"/> OFC空間線量管理システム	<input type="checkbox"/> 入退館管理 <input type="checkbox"/> 使用しない出入口の封鎖	<input type="checkbox"/> (発信)OFC立上げ準備開始連絡 <input type="checkbox"/> (発信)OFC立上げ要員待機要請	<input type="checkbox"/> 防災環境対策室長 <input type="checkbox"/> 道府県 <input type="checkbox"/> 市町村 <input type="checkbox"/> 原子力事業者 <input type="checkbox"/> 専門業者

10条(または15条事象)発生時、あるいは0FC立上げ決定の判断を行った時

<input type="checkbox"/> 10条(15条)通報受信 <input type="checkbox"/> 0FC立上げ決定		<input type="checkbox"/> (受信)10条(15条相当事象発生)通報 <input type="checkbox"/> (収集)0FC立上げ指示 <input type="checkbox"/> (発信)0FC到着連絡(※勤務時間外の場合) <input type="checkbox"/> (発信)0FC立上げ開始連絡 <input type="checkbox"/> (発信)0FC立上げ関係者の召集連絡 <input type="checkbox"/> (発信)0FC運営関係者の召集連絡	<input type="checkbox"/> 原子力事業所 <input type="checkbox"/> 防災環境対策室長 <input type="checkbox"/> 防災環境対策室 <input type="checkbox"/> 防災環境対策室長 <input type="checkbox"/> 道府県 <input type="checkbox"/> 市町村 <input type="checkbox"/> 原子力事業者 <input type="checkbox"/> 専門業者 <input type="checkbox"/> 道府県 <input type="checkbox"/> 市町村 <input type="checkbox"/> 原子力事業者 <input type="checkbox"/> 原子力事業所
<input type="checkbox"/> 事故状況確認と情報連絡		<input type="checkbox"/> (収集)事業所内の把握情報 <input type="checkbox"/> 事故状況 <input type="checkbox"/> 事故対応状況 <input type="checkbox"/> 事故対応体制 <input type="checkbox"/> 事故進展予測 <input type="checkbox"/> 施設内モニタリング結果 <input type="checkbox"/> (収集)保安検査官の把握情報 <input type="checkbox"/> 事故状況 <input type="checkbox"/> 事故対応状況 <input type="checkbox"/> 事故対応体制 <input type="checkbox"/> 事故進展予測 <input type="checkbox"/> 施設内モニタリング結果 <input type="checkbox"/> (発信)事故状況報告 <input type="checkbox"/> (発信)把握情報交換 <input type="checkbox"/> (収集)緊急時体制の設置状況 <input type="checkbox"/> (収集)緊急時モニタリング情報	<input type="checkbox"/> 保安検査官 <input type="checkbox"/> 防災環境対策室長 <input type="checkbox"/> 道府県 <input type="checkbox"/> 市町村 <input type="checkbox"/> 道府県 <input type="checkbox"/> 市町村 <input type="checkbox"/> 道府県
<input type="checkbox"/> 0FC立上げ	<input type="checkbox"/> 入退館管理 <input type="checkbox"/> 使用しない出入口の封鎖 <input type="checkbox"/> 受付設置 <input type="checkbox"/> 受付の準備 <input type="checkbox"/> 参集者チェックリスト準備 <input type="checkbox"/> 参集者用着用品の準備	<input type="checkbox"/> 主要機器の起動・使用開始 <input type="checkbox"/> ハブコン及び関連機器※2 <input type="checkbox"/> ホットボット※2 <input type="checkbox"/> SPEEDI <input type="checkbox"/> 気象情報システム <input type="checkbox"/> 0FC空間線量管理システム <input type="checkbox"/> 空間線量計 <input type="checkbox"/> データ処理装置 <input type="checkbox"/> カラープリンタ	<input type="checkbox"/> 原子力安全委員会(緊急技術助言組織)との連絡 <input type="checkbox"/> 原子力緊急時支援・研修センターとの連絡
<input type="checkbox"/> 専門家との連携			

<立上げ関係者が一部到着後>

<input type="checkbox"/> OFC 立上げ	<input type="checkbox"/> 主要機器の起動・使用開始 <input type="checkbox"/> ハブ/ルータ及び関連機器※2 <input type="checkbox"/> 和付ボート※2 <input type="checkbox"/> TV 会議システム <input type="checkbox"/> カメラ、マイク、VTR <input type="checkbox"/> 書画カメラ <input type="checkbox"/> 各種映像システム <input type="checkbox"/> 大型表示装置 <input type="checkbox"/> 中型表示装置 <input type="checkbox"/> モニタ表示装置 <input type="checkbox"/> 各種資機材の準備 (必要な場合) <input type="checkbox"/> 各種資料の準備 <input type="checkbox"/> 要員リスト <input type="checkbox"/> 活動チェックリスト <input type="checkbox"/> 各班毎に必要な資料 <input type="checkbox"/> 各種備品の準備 <input type="checkbox"/> 筆記用具 等	<input type="checkbox"/> 入退館管理 (受付) <input type="checkbox"/> 受付担当者の分担 <input type="checkbox"/> 参集者用着用品の配布 <input type="checkbox"/> 警備要員の配置 <input type="checkbox"/> 使用しない出入口の封鎖	
----------------------------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--

※1 電源投入とは、電源プラグの差し込みを行い、主電源を ON の状態に切り替えること。必ずしも機器が使用できる状態にあるとは限らない。
 ※2 パソコン (サーバー) の起動、各種サーバーへのアクセスを含む) や関連機器 (プリンタ、コピー機等) は、参集者各自が起動し使用する。
 ※3 受信：連絡が入る、収集：場合によっては情報を収集する必要がある、発信：報告する。